注目して、

ここに言う隷属身分とは、

秦の隷属身分とその起源

隷臣妾問題に寄せて

籾 Щ また単なる労役刑徒で 明

【要約】 戦国秦にして初めて生まれ得た刑罰であった。 刑とは、身分刑・名誉刑の範疇でとらえるべき刑罰であり、その性格上、戦国を遡る時代に存在を認めることはできない、まさに 身分であり、具体的には『臣妾』と同様、爵制秩序から排除されるところに、その刑罰としての効果があった。従って『隷臣妾』 もない。それは、戦国社会に階級分化の結果として析出されてきた私奴婢、すなわち『臣妾』を前提として秦国で設定された法的 いない労役刑と共に、 《睡虎地秦墓竹簡》に見える『隷臣妾』とは、 秦の刑罰の一つの特色となっている。 しかしながら、 従来説かれてきたような官奴婢を表わす身分でも、 それは一方で終身刑たることを原則とし、 史林 六五卷六号 同様に刑期の設けられて 一九八二年十一月

は ٣ め に

討を加え、 本 作稿は、 その秦における法的意味と起源とを考えたい。 一つの試案を発表したが、 睡虎地出土秦律の歴史的位置を探る試みの一 今回は対象を絞り、 環である。 《睡虎地秦墓竹簡》(以下《秦簡》と略称)に現われる隷属身分に 筆者は先に、 法治の起源を求めて春秋期の軍秩序に検

城旦を始めとする労役刑徒や「僕」「蹇」などの呼称をもつ僕役者をあげることができるが、

具体的には臣妾・隷臣妾と呼ばれるものを指す。

《秦簡》

に現われる隷属身分には右の他に、 前二者を検討する中で副次 (795)1

的にふれるに止めた。労役刑に関しては既にいくつかの論考が提出されているからである。②

界においても、官奴婢説と刑徒説とが対立していること、周知の如くである。小論でも当然この問題を避けて通るわけに® 代に存在したことを疑問視する見解も出されていた(『歴代刑法分攷』巻11)。《秦簡》の発見は、この沈説を覆し、 秦にこそ盛行していた刑罰であることを明らかにしたが、その性格規定については依然として不明な点が多い。中国の学 本稿の主題の一つとなる隷臣妾に関しては、『漢書』刑法志ほか数箇所に散見するのみで、そのため沈家本のように奏

なお《秦簡》の引用にあたっては、

はゆかず、不充分な形ではあるが私なりの試論を示してみたいと思う。

《雲夢睡虎地秦墓》編写組『雲夢睡虎地秦墓』文物出版社、一九八一年

睡虎地秦墓竹簡整理小組『睡虎地秦墓竹簡』文物出版社、一九七八年

したい 文の解釈にあたっては、特に注記しない限り注釈本に従った。 の二著に依り、 前者の巻末写真に付された原簡通し番号と後者(以下、注釈本と呼ぶ)の釈文ページとを並記した。 困難な判読・注釈の作業にあたられた整理小組の労を多と Þ の条

- ① 籾山一九八〇。
- - ③ 黄一九八〇、高飯一九八一、宮・宋一九八二など。
 - ④ 林一九八〇。

《秦簡》にみえる臣妾と隷臣妾

という。 最初に隷臣妾について考える。 刑期については後述するが、 浜口重国氏の研究に従えば、① 《秦簡》 に現われる隷臣妾についても「之を殺さば、 漢・文帝の改革以後の隷臣妾刑は刑期三年の労役刑である 完して城旦と為せ。之を傷つ

けれ ることに変りは ば、 耐して隷臣と為せ」(<法律答問> 494, p. 204) とある如く城旦刑と並称されていることからみて、 ない。 従って、被刑者は何よりもまず刑徒として捉えられるべきであること、 論をまたない。 個の刑罰名た では、

と同じく一種の労役刑なのであろうか。 そうは考え難いと私は思う。 一例を示そう。

石 隸臣妾其從事公、隸臣月禾二石、隸妾一石半。其不從事、 隷妾は一石半を支給せよ。服役していない者には支給してはならぬ。) <倉律> 116-119, p. 49 勿稟。……(瀮臣妾の、 官府で服役している者は、 隷臣は月ごとに禾二

給 がなく、 彼等は自活しなければならないと考えられよう。 あるいは次のような例もある。

公の労役に服する期間のみ官からの食糧支給を受けている。

逆に言えば、

「従事せざる」

隷臣妾には支

律の規定に

明らかに彼等は、

更隸安節 (息 有急事、 總冗、 以律稟食。不急、 勿總。 倉 (更隸妾は、もし急な用事があれば一箇所に集合させ、

從って食を支給せよ。急な用事でなければ集合させてはならぬ。) 〈倉律〉121, pp. 50-51

に自立していたのであろうと推定しておられるが、 妻子ある例(〈法律答問〉544, p. うに訳しておい 「公事」なり「總冗」なりがあって初めて、 「更」を「輪番更代」、「總冗」を「集合」と釈することには若干疑問があるように思われるが、一応注釈本に従い® 絶対条件としない刑罰であることを表わすのではあるまいか。 この解釈によれば、 . 225 ・後述)などを根拠として高恒氏やフルスウェ(A.F.P. Hulsewé)氏は、® 隷妾は「總」されぬ限り禀食にあずからなかったことになる。 隷臣妾が労役に従っていることである。 おそらく正しい見解と言えよう。 労役刑とみることへの疑問その一である。 これは隷臣妾刑が労役従事を必ずし そして、 さらに注目され 以上の点や隷臣に 隷臣妾は経済的 ・右のよ

ŗ 殊更に並記されることが、 「免隷臣妾 その現われ方にも特徴がある。 p. 201)「隷臣妾繫城旦春」 隷臣妾垣及為它事興垣等者」(〈倉律〉126, p. 他の刑徒に比べて格段に多いのである。 (〈法律答問〉502, p. 208) 「牢隷臣」(〈封診式〉631, p. すなわち、 先に引いた「隷臣妾其従事公」をはじめ、 53) むろん《秦簡》には、 「工隷臣」 (〈軍爵律〉 223, p. . 263 ほか) 93) 一隸臣田者」 など、 一隷臣将城旦」 従事する労役が

その規定を弛めて、三日のうちに夏期の二日に相當する産品を納めることにする。)〈工人程〉175, p.

するむきもあろう。だが、労役刑とは本来、従事するべき中心的な職役が定まっているべきであり、そこに刑としての意 という例があり、 味もあるのではなかろうか。労役名と並記されて初めて具体性をもつ《秦簡》 広すぎるように思われるのである。この現象を漢代の隷臣妄刑からの類推によって、その刑役が雑多なためであると説明 「工城旦」の存在が示唆されているが、隷臣の場合その並記される労役の種類が、各級にわたり余りに の隷臣妾刑は、あるいは労役刑と異った原

理に基づく刑罰なのではあるまいか。疑問その二である。

では、それは何如なる性格をもつ刑罰なのか。

次の一例に注目したい。

ないとしたとする。問う、この女子はどう處斷すべきか――一說に額と額に黥して隷妾となせと言い、一説に完[して隷妾となせ] 之當殿 (也)。 女子爲獄臣妻、 完のほうが妥當である。) <法律答問> 544, p. 225 (女子に隷臣の妻となっている者があり、子供がいた。 有子焉。 今隸臣死、女子北其子、以爲非隸臣子殴 (也)。問女子論可(何) 殹(也)。或鯨顏頹爲隸妾、 いま獄臣が死に、 女子がその子を分家させて獄臣の子では

の条文が語っている点である。これは労役刑ではあり得ない。ひとたび科刑されたならば、その身分が時として子に承け 父が隷臣であれば、たとえ妻が「自由」人であっても、子には父の隷臣身分が継承される場合があったらしいことを、 ここに見られるように、 だがれる類の、むしろ身分の貶黜にこそ効果を認める刑罰、それが隷臣妄刑なのであろう。 隷臣には妻子があり、自立した家計を営んでいたように思われる。 だが、それ以上に重要なのは、 《秦簡》には

発じて庶人と爲せ。 欲歸爵二級以莬親父母為縁臣妾者一人、及嶽臣斬首為公士、謁歸公士而莬故妻隸妾一人者、許之、莬以爲庶人。工嶽臣斬首及人爲 とするもの、および隷臣が斬首の功により公士の爵を返還して現に隷妾となっている妻一人を贖わんとするものとは、これを許し、 皆令爲工。 工獄臣で斬首の功あったもの、および他人が彼のために斬首して贖ってやったものとは、みな工たらしめよ。 其不完者、以爲隱官工。 軍衙 (爵二級ぶんを返還して質の父母で隷臣妾となっている者一人を贖わん

4

あり、

とある如く、

それは貧困ゆえ生じた身分である。

具体的

には

もし身體に缺損があるならば、陰官工となせ。)〈軍爵律〉222--223, p. 93

はなく、 とあるのを始め、 本質は身分の上昇・回復にあるとみるべきではなかろうか。 隷臣妾に関しては特にいくつかの贖身規定が設けられているが、 疑問その三である。 これも労役からの放免を意味するので

疑問も解けるのではないだろうか。 を一段落とす、もしくは、一般庶人の形成する秩序から排除する、 敢て規定するならば、 もし妥当なものであるならば、 以上、簡単ではあるが、 "身分刑"ないし "名誉刑"とするより他はないと考える。 《秦簡》 秦の隷臣妾刑は漢代と異なり、 なお、 の隷臣妄刑を労役刑と考えることに対して、三つの疑問を提示してみた。 《秦簡》にはこのほか、 労役刑とは捉えられないことになる。 といった効果を伴う刑罰である。 すなわち、 罪なき一 では、 こう考えれば、 般庶人よりも身分 それは 右の 何 凝 間

戰死事不出 (屈)、論其後。有 戦死しなかった當人が歸って來れば、
 敵に屈しなければ、 軍功爵をその子に賜與する。 (又)後察不死、率後爵、除伍人。 不死者歸、 もって獄臣と爲す。敵兵の投降者も獄臣と爲す。)〈秦律雜抄〉365-366, p. もし戦死していないことが發覺したら、その子の爵を奪い、 以爲瀮臣。 寇降、 以爲瀮臣。 伍人にも懲罪が及ぶ。 (戦いに命を失っても

臣妾刑が身分刑・名誉刑であり、 れども、 とある如く、 次は臣妾である。 両者を混同して論じることは避けねばならない。では、 敗走者や敵兵の投降者を一般庶人の枠外に排除する意図によるものと考えて、 敗走者や敵兵もまた隷臣となす規定がある。 それは時に「奴妾」とも呼ばれるが、すでに林剣鳴氏が指摘した如く、@ 隷臣妾とはその結果生じた一刑徒身分であること、この点をまず確認しておきたい。 この一節は、 臣妾とは何か。 しばしば隷臣妾=官奴婢説の論拠となっているけ 何ら不都合はないように思う。 隷臣妾とは全く別個の存在で 嶽

不吉。貧爲人臣。 (丁未の日生まれの子は不吉。貧窮して人臣と爲るであろう。) 〈日書囚〉 1139

まず

可 何 謂家學。 ●父子同居、 殺傷父臣妾・畜産及盜之、 父已死、 或告、 勿聽。 是胃 (謂) 家旱。 (何を「家罪」と謂うの か

父と子が同居しており、子が父の臣妾・家畜を殺傷したり盗んだりした。父の死後、誰かがそれを告訴したとしても、受理しては

ならない。これを「家罪」と謂う。) <法律答問> 478, pp. 197-198

自己の経営を喪失した とあるように、主人 (右の場合は 「家父」) の家産の一部として位置づけられ、主家の経営内に取り込まれた―― らくは田作が中心になったものと思われる。《秦簡》に「告臣」と題する爰書例があり、 ――人間を謂う。その労働の内容について《案簡》は多く言及しないけれども、「臣」の場合おそ -換言すれば

某里士五(伍)甲縛詣男子丙、告曰、丙、甲臣、橋(驕)悍、不田作、不聽甲令。謁買(賣)公、斬以爲城旦、受賈(價)錢。……

もききません。[この上は]彼を官府に賣って斬止(?)して城旦の勞役に從わせ、そのぶんの代金をいただきたく存じます」と。) (某里の士伍の甲が男子の丙を縛ってやって來て告訴して言うに、「丙は甲の臣でありますが、驕慢쭯暴で田作をせず、甲の命令

〈封診式〉 617-618, p. 259

とみえるのは、その例である。いずれにせよ彼等は家産の一部であるから、主人の「令」に服従することが求められ、 が父母に対するのと同様、主人に対して対等の法的権利は認められていなかった。 7

することを「公室告ではない」と謂い、訴えを受理してはならぬのである。なおも告訴するようなことがあれば、訴えた者が罪と 告〔者〕皐已行、它人有(又)襲其告之、亦不當聽。(子が父母を告訴し、臣妾が主人を告訴することは「公室告」ではない。訴え 子告父母、臣妾告主、非公室告、勿聽。●可(何)謂非公室告。❸主擅潑刑毙其子・臣妾、是謂非公室告、勿聽。 なる。訴えた者が既に處罰され、そのうえ他の者が更に續けて告訴したとしても、やはり受理するにはあたらない。)〈法律答問〉 を受理してはならね。何を「公室告ではない」と謂うのか――主人が擅いままに、その子や臣妾を殺したり刑したり襞を剃ったり 而行告、告者皋。

提訴としては認められなかったのである。 右に明らかなように、たとえ主人から私刑を受けたとしても、それを告訴することは「公室告」つまり公的に受理すべき

かかる臣妾の地位は、次に列挙する〈日書〉の文言から何よりもよく窺うことができる。

6

毋以申出入臣妾馬牛貨材、 毋以午出入臣妾馬、是胃(謂)幷亡。 是胃 (謂) (午の日に臣姿や馬を出し入れしてはならぬ。これを「幷亡」と謂う。)〈日書明〉 (申の日に臣妾・馬牛・貨材を出し入れしてはならぬ。これを「(字缺)」と謂う。)

窖日、可以入馬牛臣□ (智日には馬牛・臣 〔妾〕……を受入れてよい。) <日書四> 936

可以入臣妾駕駒口口 (敷日には臣妾・駕駒……を受入れてよい。)〈日書⁽²⁾〉937

物件としての側面をもつことを表わしている。それゆえ臣妾に対してはまた、 いずれも臣妾・馬牛の授受(売買を含むと思われる)に関する日占であり、 きものとみる意識もまた生まれてくるのである。〈日書〉に言う。 彼等が馬牛同様に生産手段の 一般庶人とは異質な、それへの転落を忌む 一部として捉えられ、

。爲臣妾。 (己巳の日生まれ〔の子〕は凶。臣妾になるであろう。) 〈日書②〉1133-1134

母に利をもたらさないからである。男の子ならば人臣に、女の子ならば人妾になるであろう。)〈日書囚〉1142 凡己(乙の誤か?)巳生、勿舉。不利父母。男子爲人臣、女子爲人妾。(およそ己巳の日に生まれた子は、養育してはならぬ。父の

むろん、これは一種の迷信である。だが、将来「人臣・人妾」となる運命にある子は「凶」であり養育してはならぬとの 臣妾に対する秦人の意識が吐露されていると言わねばなるまい。

みえる臣妾については一致して私奴婢であると規定しているが、これに私も同意したいと思う。 っては一段劣った忌むべき存在とされたもの、それが臣妾であるということになろう。 中国の研究者たちは、

これを要するに、貧因の結果生じた、主人に対する隷属者であり、おそらくは売買の客体となり、

ゆえに一般庶人にと

のように規定することができるのか。これが次なる問題である。すでに隷臣妾に関しては、その起源を春秋以前にまで遡 属身分に先立つ時代には、どのような隷属者を認めることができるのか。換言すれば、秦の隷属身分の歴史的位置を、 以上、 《秦簡》に現われる二つの隷属身分、隷臣妾と臣妾とについて一応の整理を行なってみた。それでは、 か かる隷 بح

らせる見解も出されているが、官奴婢説に基づいたこうした見解が再検討されるべきことは言うまでもない。

- 1 浜口一九三六
- たとえば次の一例を見たい。

の如く読むのかも知れない。 ほうが「更」よりも価値がある――語のようである。〈倉律〉の条文 これによると「更」「冗」は隷妾の種類を表わす――しかも「冗」の も、あるいは「更隷妾は、もし急事あらば、総めて冗【隷妾】となし」 人當工一人。 冗隸妾二人當工一人、更隸妾四人當工〔一〕人、小隸臣妾可使者五 工人程(〈工人程〉176, p. 74)

- 高恒一九七七、Hulsewé 1978
- 官奴婢とは、『漢書』巻72貢禹伝に この点からも、彼等が官奴婢でないことは明らかである。なぜなら、

例が見えており (〈法律答問〉438, p. 180; 486, p. 201 など)、民間 とある如く、官府に寄生する存在だからである。ただし、秦に官奴婢 給源になっていたと思われる。『史記』巻88崇恬列伝に の私奴婢の没収(〈封診式〉封守 588-592, p. 249) と共に官奴婢の供 が存在しなかったというわけではない。《秦簡》には「収 又諸官奴婢十萬餘人、戲遊亡事、稅良民以給之、歲費五六鉅萬 (収孥)」の

53-54)

と言い、同巻87李斯列伝に 趙高昆弟數人、皆生隱宮、其母被刑僇、世世卑賤 〔趙〕 高固內官之廝役也

とある趙高は、まさにこうした官奴婢の実例である。 秦の器物刻辞には次のような例がある。

九六四一九) 三年、漆工配、丞韶造、工隸臣牟、商奴、禾石。(〈高奴権〉文物

三年、上郡守□造、漆工師□、丞□、工城旦□。(〈三年上郡守戈〉

錄遺五八三

守戈〉周漢遺寶五五上) 廿五年、上郡守廟造、高奴工師筵、丞申、工鬼薪戩。〈〈廿五年上郡

ろう (富谷未刊稿による)。『荘子』徐無鬼篇に する)と対になる概念であり、身体に毀損は加えない、 齊人畸子於宋者、其命關也、不以完。 《秦简》に言う「完」とは、「賩」などの身体毀損刑 (「刑」と総称

6

る」意で用いられた例である。 とあるのも、「完」が「閣(足きり)」と対になって、身体を「完うす

7 及服者、不得贖。 この他にも次のような例がある。 熱臣欲以人丁粼者二人瞪、許之。其老當免老・小高五尺以下及隸妾 邊縣者、復敗其縣。 倉 (〈倉律〉128-129, pp

錢者、日八錢。 司空 (〈司空律〉218-219, p. 91) 歲、毋賞(償)興日、以免一人爲庶人、許之。◎或贈璱(選)、欲入 百姓有母及同牲(生)爲隸妾、非適(讁)舉殴(也) 而欲爲冗邊五

⑧ 注釈本では第366億の「寇降、以爲戀臣」を別個の條文として分けて 雑抄〉は言わばノートであり、必ずしも條文ごとに簡を替えてはいな いるが、第365簡から第366簡の〇印までが一つの内容である。〈楽律

認める点では意見が一致しており、正確な判断と思われる(黄一九八 **嬉とみる論者は無論、刑徒とみる論者においても、それを終身身分と** ○、高敏一九八一、宮・宋一九八二、高恒一九七七、林一九八○など) 從って隷臣妾刑は刑期という観念と本來なじまない。隷臣妾を官奴

8

11) 10 林一九八〇

この用語については、いずれ別稿で論ずる予定である。

の如き一節も見えるからである。 法が「室」内に及ばなかった――というのではない。《奏简》には次 ただし、子や臣妾を殺傷することが罪にならなかった――つまり刑

擅殺刑髡其後子、讞之。…… 〈法律答問〉442, p. 182 擅殺子、黥為城旦春。…… (〈法律答問〉439, p. 181)

两、乙妾廢(也)。乙使甲曰、丙悍、謁黥劓丙。……(〈封診式〉黥妾 ······爱醬 某里公士甲、縛詣大女子丙、告曰、某里五大夫乙害吏。

622, pp. 260-261)

「擧」の字義については、 次の一例が〈日書〉と同様の内容を示す

ものとして興味深い。 『史記』卷75孟啓君列傳

謂浴而乳之。生謂長養之也。) 母曰、勿擧也。其母竊擧生之。 (索隱 按、上學謂初誕而學之、下舉

田嬰有子四十餘人、其賤妾有子名文、文以五月五日生。

14 黄一九八〇。

西周春秋期の隷属者

と略称)と『国語』とを主な素材として、春秋期の隷属者について考え、必要に応じてより古い時代にも遡ってみたい。 はできるように思う。 以下二章にわたって先秦時代の隷属者について検討を加えることにする。本章ではまず、『春秋左氏伝』(以下『左伝』 さて、まず目につくものに「臣妾」なる呼称がある。その例は決して多くないが、次の二つの説話から概観を得ること

その一つは、僖公17年のこと。

がトった。子が言うに、「一男一女が生まれようとしております」と。招父もまた、「さよう。男の子のほうは人臣となり、女の 晉の惠公が梁にいたとき、梁伯はその女を妻せた。女の梁嬴は懷妊したが、月滿ちても生まれてこない。そこで卜招父とその子と

子のほうは人妾となりましょう」と言った。そこで男を「圉」、女を「妾」と名づけた。果たして子閨が西のかた秦に質(人質) となるにおよんで、妾もその宦女となった。②

言うところの「人臣」「人妾」は、それぞれ「質」「宦女」という隷属的身分を指すことに相違ない。この場合、春秋列

9

ら攻め入った。 玉 間 『の慣行がその来源となっているわけである。もう一つは、宣公12年の一節。この年、 対する鄭伯は受降の意を表すべく「肉袒して羊を牽き」、楚軍を出迎えて言う。 楚軍は鄭を降し、 国都 0 城門

上はすべて仰せのままに從います。捕われて江南に行き、海のほとりに住まわされるも仰せのまま、 天は我れに味方せず、 (我が一族は) 臣妾となろうとも仰せのままでございます。③ 君に仕えることもできず、 君の怒りを私どもに向けさせる結果を招きましたのは、 國土を削り諸侯に分かたれ 私の罪であります。

この場合の 「臣妾」は、 諸侯に対して人身的に隷属することを謂う。そしてそれは、 受降の結果として生じる身分であっ

た。 するに春秋期の「臣妾」とは、身柄を拘束された者というほどの意味であり、庶人の下位に位置するが如き存在ではない。 犯罪や階級没落の要因が全く含まれない点は注目に値しよう。のみならず、例えば襄公10年には「盗 後述する金文の例からも窺える)。次章で検討する戦国期の「臣妾」との対比において、この点はまず確認しておかなければ 職役に従った――としても、身分的にはあくまで「官」の所属として位置づけられていたと思われるのである(このことは 具体的には自らの国都から引き離された質子や捕虜が含まれ、たとえ他者に人身的に隷属していた――その結果、一定の た話を伝える。これは少くとも、叛徒討伐に関して「臣妾」が何らかの力になって初めて筋の通る話ではあるまい。 した鄭の子西が「乃ち帰り、甲を授けんとするも、臣妾多く逃れ、器用(武器)多く喪」われてしまい、 を謂う、と説いたのは楊樹達氏であったが、けだし正解と言うべきであろう。 むろん右の二例は、多分に説話としての潤色が施されており、そこに史料的な限界がある。だが、 『説文解字』に「臣は牽なり」(3篇下臣部)とある説解の真意を、 「臣」がもと俘虜すなわち受牽者なること いずれの場合にも、 (叛徒)」を討とうと 結局果たせなかっ

費誓の孔伝には「役人の賤者、 「臣妾」とは下層の職役に従事する者の総称ではないか、との疑問も当然あり得ると思う。 男は臣と曰い、 女は妾と曰う」とあり、 その鄭注佚文にもまた「臣妾、 **厮役の属なり**」 事 実 『尚書』

か

身分だと私は考えるのである

(『史記』巻33魯周公世家集解に引く)と見えているのである。そこで次には少しく紙幅を費して、 『左伝』等に現れる「役人

の賤者」すなわち「僕」「罶」などと呼ばれる下層身分について検討してみたい。

官なり」と注する如く、家畜や車馬にかかわる下級の職役に従ったものと思われる。そして彼等は「皁牧興馬」と並称さ これらは一見して明らかなように、「阜」「牧」「興」「圉」など車馬牛に関する文字を含み、杜預が多くの場合に「賤 れることからみて、車馬と共に賜与の客体ともなりうる、何らかの人身的隷属のもとに置かれていたことに疑いない。 だが、「臣妾」との違いは、職役との密接な関係にある。『左伝』襄公9年に引く子襄の言葉に言う。

を變えることをいたしません。 (晉では)卿は、より勝れた者に讓り、大夫は各々その職を失わず、士は競って上の命に仕え、庶人は農膽に努め、 商工卓隸も業

を提供し、その見返りで食を得る、言わば職役あっての隷属身分であった。 このように彼等は「職(或いは業)」に従う存在として捉えられている。 そして『国語』晋語四に 章昭が「職を食むとは、各々その職の大小を以て禄を食むなり」と解く如く、支配者層に対して然るべきサーヴィスの 天に十の日がある如く、人に十の等級があるのは、下位の者が上位の者に、上位の者は神に仕えるためです。ゆえに、王の臣は公、 『左伝』昭公7年にみえる申無宇の言葉に、 「卓隷は職を食む」とあ

牧がいて、萬事に備えているのです。

の定は大夫、大夫の臣は士、士の臣は皁、阜の臣は興、與の臣は蒜、隸の臣は僚、僚の臣は僕、僕の臣は臺。公の臣は大夫、大夫の臣は土、士の臣は阜、阜の臣は興、與の臣は蒜、隸の臣は僚、僚の臣は僕、僕の臣は臺。 馬には圉、牛には

とあるのは、官府において各々が占める職掌の上下に注目した序列であると考えることができよう。 従って彼等はまた、その来源においても「臣妾」とは異なるものと思われる。それは西周春秋期の階級構造を反映した

知のように、 西周春秋期の社会は、 「国」(都城と近郊の「郷」)に存在する国人と「野」(もしくは「鄙」「遂」)の農村地

その当否はいま論じる必要はあるまい。ここではただ、その収奪の一環として、鄙の野人を適宜徴発して労役に従わせた。 の王公に徴されて諸役に服した時に、 は、その証左である。先に興人に関する詳論を発表された宇都木章氏は、の ことの可能性を指摘すれば充分であろう。 社会構造は、 区に居住する野人との対峙する制度を基本的構造とするものであった。 ったとみてよかろう。 おそらくは当時の階級関係を反映するものであり、従って両者の間には何らかの形式による階級的収奪があ 楊氏は井田制の存在を認め、公田における集団労働を通じて搾取が実現されたと考えておられるが、 與人と呼ばれたのであろう」と述べておられるが、 ® 『左伝』襄公30年に載せる、 絳県の老人が興人となって杞の築城に従事した話 楊寛氏によって「郷遂制度」と名付けられたこの 「恐らく平時、 戦時を問わず、 他の諸々の呼称についても事情 県鄙の人が国

は同じであったと言えよう。

その職役は支配者層への奉仕、具体的には『左伝』隠公3年の臧僖伯の諫言に、

あり」(『左伝』昭公3年)とある如く、世族からの没落者も含まれたと思われる。『国語』周語下に「其の氏族を亡して、waster ざるを得なかったのである。 くなった存在であり、やはり賤役に従うことで官府に寄食する隷属者に零落したものであろう。 路斃して振わず、後を絶ちて主無く、隷園に堙替せり」と言うように、彼等は

深邑・禄田を失い、 土を離れた以上、彼等はまさに国都で「職を食む」ことによって生きる存在となり、ゆえにまた支配者層に対して隷属せ たと言えよう。 を本質とすることに変りはない。要するに彼等は、 とあるように、 先の申無字の言葉の中で、 山林川澤での狩獵や採集、武器の資材あつめなどは、卓隷の仕事、小役人の職掌。國君の關わることではありませぬ。 そして、まさにこの点において彼等は、 「君の及ぶ所に非ざる」職役――すなわち賤役――に服することにあった。そして、 なお、 十等の埓外にある「圉」 「阜隷」等の来源にはこの他に、 職役に従事することを前提に隷属が生じるのであって、その逆ではな 「牧」を敢て付け加えているのも、 「臣妾」と呼ばれる人身的隷属者と性格を異にするものなのであ 「鎟・郤・胥・原・狐・続・慶・伯、降りて阜隷に 職役に注目したがゆえであっ いずれにせよ、 もはや一族」たり得な ひとたび徴されて田 職役従事

る

文に属する次の二例がそれである。 こうした二系統の隷属者は、それに先立つ西周期に既に存在が認められる。 すなわち、 春秋期に連続する西周後期 の金

易女戈慰……金。 宮の王の臣妾・百工を摂官嬴せよ。女に赤市・幽賁・絲旂・攸勒を賜う。用て事えよ。)〈伊鵔〉(大系一一六、三代九・二〇) 愚…金を賜う。乃の夙夜を敬み、用て事えよ。)〈師毄殷〉(大系九八) 女に命じて我が家を尸り、我が西隔東隔の僕駿・百工・牧・臣妾を拟闘せしめん。內外を董裁し、敢て不善なること毋れ。女に戈 ……白龢父若曰、師骰、乃且考又葬于我家。女有隹小子、余令女尸我家、飘翎我西隔東隔僕駿百工牧臣妾。東歳內外、毋敢否善。 敬乃夙夜、用事。……(白龢父若いて曰く、師骰よ、乃の祖考 用事。……(王 令尹の封を呼びて伊を册命せしむ。 我が家に動又り。女有た小子なりと雖も、 康

諸呼称の中に「僕」「駿」「百工」「牧」などと呼ばれるものと、「臣妾」と呼ばれるものとが同時に現われていること 客体ともなっていることから考えて、いずれも人身的な隷属者とみてよかろう。だが、それと共に注意したいのは、 って王宮や諸侯室において何らかの官的な位置を占めている——身分であることに疑いはない。また、 ここにみえる「百工」「臣妾」などは、いずれも叙官に伴って「飄嗣」すべきものとされており、官職に附随するの 後述の如く賜与の 右の 従

後期金文に属する〈禹鼎〉(第二器・録遣九九)に、

……緯武公廼遣禹、逵公戎車百乘斯駿二百徒千。……

(緯に武公、廼ち禹を遣し、

公の戎車百乘・廝駿二百・徒千を率いしむ。)

よう。これに対して一方の「臣妾」の場合、 とあるのによれば、 康宮所属であった「臣妾」が、 同じ後期金文の――しかも「離季」という人名を共通にする―― 特定の職役による命名とは考え難いのではないか。例えば先の 他の職役的呼称についても同様のことが言え 〈大克鼎〉(大系一一〇 〈伊設〉では

秦 三代四・四〇)では

……易女丼家纲田于晗、呂氒臣妾。……(女に丼家の紭(存錄)田を晗に賜う。厰の臣妾とともにす。)

の如く田土と共に賜与されており、あたかも土地の附属物のように見うけられる。これなどは、 「臣妾」が特定の職役を

前提としない、何らかの別の原理によった隷属者であることの証左であろう。 各々の来源については、残念ながら明確に把握することができない。ただし、賜与の際の掌握のされ方が異なる点からの

考えて、その存在形態の違いを推し測ることはできるように思う。すなわち、後期金文の〈幾父壺〉(斉家村三―四)に

……同仲窘西宮、易幾父示奉六僕四家金十鈞。……(同仲 西宮に窘し、幾父に示奉六・僕四家・金十鈞を賜う。)

前期に遡っても〈藍鼎〉(文物一九七九一九)に

……好氏令藍事保氒家、因付氒且僕二家。……(妊氏

とみえる如く、「僕」系統が多く「家」をもって数えられるのに対し、「臣妾」系統の場合、後期金文では先の〈大克鼎〉、

· 藍に命じて歐の家を事保せしめ、因りて歐の祖の僕二家を付う。)

前期においても〈叔徳殷〉(断代二)に

王易叔德臣數十人貝十朋羊百。……(王 叔德に臣數十人・貝十朋・羊百を賜う。)

〈復尊〉(考古一九七四―五)にも

医侯商復门衣臣妾貝。……(燕侯 復に门衣・臣妾・貝を賞す。)

握される、「家」をなし得ない隷属者だったことを示すのであろう。先にみた春秋期の二系統の隷属者は、 と言う如く、「人」をもって数えるか、あるいは数量に関心を示していない。おそらくそれは、「臣妾」が個人単位で掌 かかる西周期

貧困の影はなく、捕虜や質子の如き人身的隷属者という以上の意味はもたないこと、などを明らかにし得たと考える。そ の現実を受け継ぎ、周囲に徴発した野人等を取込んで形成されたものと考えてよかろう。 ともあれ、以上の考察によって、西周春秋期の「臣妾」とは一個の独立した身分範疇であること、またそこには犯罪や

れゆえ《秦簡》にみえる隷属身分の起源をこの時期に求めることは、呼称の継承という面を除けば、決して正しい理解に

(808)14

淵源は、 戦国期の変革の中にこそ求めるべきなのである。

立ったものとは言えないであろう。

秦漢時代の他の諸制度と同様に、

《秦簡》にみえる隷属身分

- 隷臣妾と臣妾

ーの

- 1 この問題に言及したものとして、すでに宮崎一九六五がある。
- 『左伝』僖公17年

將生一男一女。招曰、然。男爲人臣、女爲人妾。故名男曰圉、女曰妾; 及子圉西質、妾爲宦女焉。 惠公之在梁也、梁伯妻之。梁嬴孕過期。卜招父與其子卜之。其子曰

- **3** 『左伝』宣公12年
- 孤之罪也。敢不唯命是聽。其俘諸江南、以實海濱、亦唯命。其翦以賜 諸侯、使臣妾之、亦唯命。 ……鄭伯肉袒牽羊以逆曰、孤不天、不能事君、使君懷怒、以及敝邑、
- この点はすでに沈家本も指摘している。『歴代刑法分攷』卷11に言 按
- 七年、 與臣隸、隸臣僚、但言人之有十等耳。皆與罪名無涉也 左傳僖十七年、男爲人臣、女爲人妾、此不過泛言賤者之稱。 昭
- 多逃、器用多喪 『左伝』 変公10年

6

- ……子西閗盗、不儆而出、尸而追盗。 盗入於北宮。乃歸授甲、 臣妾
- **6**) 楊樹達一九五五、卷二。

7

『左伝』隠公5年

- 臧僖伯諫曰、……若夫山林川澤之質、器用之資、卓隸之事、 官司之
- (8) 守 『左伝』 襄公14年 非君所及也
- (9) 士有朋友。庶人工商卓隸牧圉、皆有親暱、以相輔佐也 師曠對曰、……是故天子有公、諸侯有卿、 『左伝』 敦公21年 卿置侧室、大夫有武宗、

皆有賜焉。若大盜禮焉以君之姑姉與其大邑、其次阜牧與馬、其小者衣 裳劍帶。是賞盜也 武仲曰、……庶其鎔邑於邾以來、子以姫氏妻之、而與之邑、

10 『左伝』 襄公30年

(1) 二月癸未、晉悼夫人食與人之城杞者。絳縣人或年長矣、無子而往、 『左伝』定公8年

- 12 註⑨に同じ。 孟氏選圉人之壯者三百人、以爲公期築室於門外
- 13 子襄曰、……其卿讓於善、其大夫不失守、其士競於教、其庶人力於 『左伝』襄公9年
- 14) 農牆、商工阜隸不知噩業。 ただし、この例は註⑩と同様、 戦国的な四民分業論(例えば『管子』
- **1**5) 『左伝』昭公7年

小匡篇の如き)の影響が窺えるように思う。

(16) 馬有罶、牛有牧、以待百事。 大夫、大夫臣士、士臣阜、阜臣與、與臣隸、隸臣僚、 楊寛一九六八、一三五頁以下。楊宽一九八〇、 天有十日、人有十等、下所以事上、上所以共神也。 第四章 僚臣僕、僕臣臺、 故王臣公、公臣

- 17 註⑩に同じ。
- 18 宇都木一九七九。
- 19 註⑦に同じ。
- 氏)、中心人物の出奔(狐氏)などにある。 その原因は、世族間の勢力抗争(郤氏・胥氏・欒氏ほか)や滅族(原

- 21) 書き下し文を並記するに止めた。個々の文字の釈義に問題が多く、正 確な口語訳は望めないからである。 金文の引用にあたっては、銘文拓本(もしくは墓本)の所在を示し、
- ② 「類」(原作版)の字義に関しては諸説があり(伊藤一九七六参照) いずれに従うべきか決めかねる。この字釈が確定されれば、 〈師骰骰〉にみえる隷属者の性格も、より明確になると思われる。 (伊設)
- 23 に 「僕」については前期金文の〈師旂鼎〉(大系一二、三代四・三一)

才葬。…… 唯三月丁卯、 師旂衆僕、不從王征于方驅。吏氒友弘、以告于白懋父。

問題がないわけではない。 如く、「箒」と共に宦女の象徴的勞働手段とされており、商氏の説に 形だとの説(商一九三四)が出されている。興味深い見解ではあるが ば「駮」は馬と鞭、「牧」は牛と鞭に従う。また「僕」の解釈として と見え、やはり軍行に従ったもののようである。なお、字形からすれ は、甲骨文の「蔵で」を初字とし、それは冠首して両手で箕を奉ずる 「箕」はのちに「一介嫡女、執箕箒以咳姓於王宮」(『國語』吳語)の

のもあるであろう」(白川一九八〇、四八頁)と推定されている。 また殷周の際に氏族の崩壊や戦争による俘囚として不自由民化したも 白川静氏は「これらの不自由民は殷代にすでに存したものもあり、

- 25 器形(文物一九七九一九、図版七)から前期末葉に属すると判断した。 一九七五年に山西省長治市博物館が収集した長子県出土の鼎である。 (810)16
- 一九七三年に北京房山県琉璃河で出土した「歴侯器グループ」の一

器である。

- 「臣妾」を数えた例は、今のところ見当らないようである。なお、「臣 をもって「僕」を数える例も皆無ではない。しかし、「家」をもって この「臣」は「臣妾」と別系統のものである。 を賜与する場合は多く「家」をもって数えるが(貝塚一九三三参照) ただし「白大師易克僕卅夫」(〈白克壺〉大系九三)の如く、「夫
- なお『左伝』 変公23年に

有如日。 曰、芍焚丹書、我殺督戎。宣子喜曰、而殺之、所不請於君焚丹書者、 初斐豹隸也、著於丹諧。變氏之力臣曰督戎、國人懼之。斐豹謂宣子

るように思われる。なぜなら、県鄙の庶人に科刑することは春秋期に 章註⑩参照)を念頭に置いていたのであろうが、この解釈は疑問であ と解している。おそらく杜解は、正義も引く『周礼』秋官司厲(第四 という有名な一節があり、杜預は「蓋犯罪沒爲官奴、以丹書其罪也」 年、成公5年、17年、襄公29年、昭公元年・3年、哀公3年など)。 放)」に処せられるのが『左伝』の常だからである(荘公6年、宣公元 はあり得ないし、国都の人々の場合は罪を犯せば、ほとんど「放(追

70 戦 に国期の展開

力の支配機構整備などが、前代には見られなかった形と規模とで進行するのである。当然それに伴い、隷属者の存在形態 戦国期に至ると、情況は大きく変化する。社会のさらなる階層分化、 諸国間の戦闘の質量両面にわたる拡大、また公権 この

も大きな変化を被るであろうことは、 想像に難くない。

手続きによって贈身も可能であった。だが、 第一に看取されるのが、捕虜に対する処遇の変化である。 次に引く『墨子』の一節は、 春秋期の場合、 全く異った捕虜の姿を示している。 捕虜は多く支配者層であり、 ゆえに然るべき

物を取り殺す。住民の手向う者は斬り殺し、 (兵を動かして) 國境を優し、 その作物を刈り取り、樹木を伐り倒し、城郭を毀ち、 ・手向わぬ者は捕えて歸り、男は僕圉・胥靡となし、女は春酉となす。 溝や池を埋め、 祖廟を焼き拂って、 犠牲の動

結びついているところに、 捕虜に対する身柄の拘束という例は、 かる捕虜であったに相違ない。 般庶人よりも更に下位の存在と見なされたのである。社会の底辺者として諸書に現われる「臧狻」 その特徴があると言えよう。 前章で見た如く既に春秋期に存在した。だが、戦国期の場合それが労役と不可分に そしてまた、その身柄の不自由さと労役の特殊性ゆえに、 なる語の本義は、 彼等は か

身柄を拘束され労役に服せしめられる者は、 犯罪によってもまた生ずる。 『呂氏春秋』 精通篇にみえる次の一 節は、 そ

の点で有名な例である。

、説話は伯牙の琴をよく聞きわけた楚人の鍾子期 より公家の財。それゆえ(磐撃つ音も)悲しいのです」と。おりません。むかし市に休みましたとき母を見かけ、身柄を贖う手だてを闘りましたが、ありませんでした。しかも我が身はもとおりません。 りをいたしております。手前自身も死を免れましたが、やはり公家のために磐を撃つ身でございます。手前はもう三年も母を見て 鍾子期が、 のか」と。答えて言うに、「手前の父は不幸にも人を殺し、死罪となりました。母は死を免れましたものの、公家のために酒づく ある夜、磐を撃つ音を聞き悲しく思い、人をやって樂師を召し出して問うた。 (『呂氏春秋』本味篇ほか) に仮託されているが、 「おん身の磐を撃つ音は、 内容は戦 国期 何ゆえ悲しい のものに

などの職役に服せしめられている点が注目されよう。こうした変化はおそらく、国・野の対峙が崩壊する一方、庶人の参 相違あるまい。そしてこの場合でもやはり、 連坐による身柄の拘束(没官)がまずあって、その結果として酒づくりや撃磐

戦による戦闘規模の拡大や刑罰体系の整備が没官者の増加をもたらす中で、彼等の労働力を有利に搾取せんとする意図を

定期間が経過すれば労役から解放されるといった考え方、すなわち刑期の観念は、そこにはまだ存在しないのである。 したものになるとは言え、本質はあくまで身柄の隷属にあった。従って、たとえ労役刑と規定しうる刑罰であっても、 戦勝国ないし公権力の側が抱くことによって生み出されたものであろう。その結果、彼等の性質は労役刑徒と極めて接近

国期の最も代表的な没官身分である「胥靡」について、この点を少しく論じてみよう。 ®

的には、城郭の修築に従う者と規定することができよう。なぜなら『荘子』則陽篇に魏の季子 (季真) の言葉として、 故にこれを胥靡と謂う」と説く(『漢書』巻36楚元王伝注)。 ŋ 漢代の例であるが、楚元王が申公・白生に対し「これを胥靡にし、これに赭衣を衣せ、市に杵臼・雅春せし」めたとあ 晋灼の語釈に「胥は相なり、靡は随なり」と言い、顔師古はそれを承けて「聯繫して相い随いてこれを服役せしむ。 要するに胥靡とは繋累されて労役に服する者を謂う。より具体

十仭の城壁を築くのに、旣に七仭まで築き終えたとします。なのにまた、これを取壞してしまうのは、胥靡の苦しむところであり

築く」と言うように、その呼称は築城と結びついて現われるからである。なお、先に引いた『墨子』の胥靡は捕虜に由来 とあり、 する例であったが、刑罰としての胥靡も当然あり得たと思われる。例えば『韓非子』六反篇に、刑罰とはひとり犯罪者の また諸書に散見する殷武丁の相・傅説の伝説が、 時に「傅説は胥靡たり」と言い、時に「傅険(もしくは傅巌)に

じである。 盗人を刑するのは、 (これは刑罰の本來の目的ではない。) 刑すべき當人のみを取りしまるのではない。刑すべき當人のみを取りしまるのでは、 胥靡を取りしまるのと同

みを治めるものではないと主張し、次の喩えを引く。

種の刑徒である。そして、 胥靡すなわち刑徒と考えて初めて成り立つ論理であろう。要するに胥靡とは、後の城旦に相当する強制労働に従事する一 隷属者の労働力を単なる賤役に止めることなく、築城という社会的必要労働に振り向ける点に

18

ここに言う「臣妾」が、

らず」とあるのは、直接には資産による刑の不平等を言ったものであるが、反面、 に行なわれた刑であろうと考えられるのである。 非子』解老篇に言う。 いたことを示す例であろう。 より進歩した刑罰として評価することができよう。それゆえ、富国強兵を唱える戦国諸国にあっては、 しかしながら一方で、それは労役刑として完全に分化し切っていない面も有していた。 臨沂銀雀山簡本の『尉繚子』に「今世、 胥靡が死刑と並ぶ刑罰の代表となって 千金は死せず、 百金は胥靡とな

死罪も時に死を赦されることがある。しかるに、滿足を知らぬ者の憂いは終身なくなることがな

カン の説話にみえる通りである。 規定しうるであろう。そしてそれは、胥靡のみならず醸酒や舂米など他の労役に関しても同様であったこと、 いう観念が伴っていない、その意味で春秋の「臣妾」の如き人身的隷属者としての臍帯を残した労役刑 かる比喩が成り立つためには、 胥靡が本来「終身解けざる」身分でなければなるまい。とするならば、 (徒) 胥靡とは刑期と 先の鍾子期 である、

それでは、 小稿の主題となっている隷臣妾や臣妾は、いったい如何なる流れの中で形成されてきたのであろうか。

臣妾について眼を向けてみよう。

戦国策』秦策四に、 楚人・黄歇の言葉として次の如くみえる。

るのである。 らの生産手段たる土地から遊離し、他人の被護のもとに流入した階級的没落者を指す言葉として、ここでは用いられてい かかる「臣妾」の内容変化の背後には、 戦国期の社会経済史的発展を看取することができる。

前章でみたような官府の隷属者と全く異質な存在であることは明白であろう。

それは

むしろ、

の変法のみが惹引したものではなく、 書』巻24食貨志上に言う「庶人の富める者は鉅萬を累ね、貧しき者は糟糠を食む」現実は、漢人の考えた如くひとり商鞅 はあるまい。そして、それが一方で直接生産者の間に深刻な階級分化を引き起こしたことも、 戦国期のもつ経済史的な意義として、鉄製農具と畜力との導入による生産力の飛躍的増加をあげることに、誰しも異論 戦国期の経済発展の必然的な結果なのである。かくて先ず貧富の差が生じ、ひとた 周知の事実であろう。

び国土が荒廃すれば、貧者は流民と化す。 れません。それなのに貴國の米倉には穀物が充ち、金庫には金が一杯。それを指摘する役人もおりません。⑭ 凶作・饑饉の年には、貴國の人民の老人・子供は溝壑に轉げ込んで死に、壯年の散り散りになって四方に行く者は何千人あるか知 『孟子』梁恵王章句下の著名な一節は、かかる現実を何よりよく物語る。

を嫁り子を売る」とあるなど、いずれもその例である。 もって子を粥ぐは、上に以てこれを均しくするに術無ければなり」とあり、 家の離散には至らずとも、売子の如きは決して少くはなかった。『管子』治国篇に「今や倉廩虚しく民積え無く、農夫家の離散には至らずとも、売子の如きは決して少くはなかった。『管子』治国篇に「今や倉廩虚」、デャ 『韓非子』六反篇に「天饑え歳荒れれば、

妾・馬牛を売り若しくは買うこと有るをトす」(『史記』亀策列伝・褚少孫補)といった占トの必要性も、 ろん「妄」の場合には、主人の副妻となることも少くなかったに違いない。そして、 隷属者として富者の経営内へ取り込まれていったものと思われる。それこそが「臣妾」であった。 かくて生まれた流民・売子は、 里巷を出でずして取らるるは、良き僕妾なり」という俚諺が生まれるまでに普遍的な存在となっていた。 かの四君の食客のように才を売りものに被護を求む者もあったとは言え、 かかる私的な隷属者たちは、 『荘子』則陽篇の「夫 『孝経』孝治章に「家 大半は人身的 一僕安 三 む

のものであろう。

「奴婢の市を置き、牛馬と蘭を同じうす」(『漢書』巻99王莽伝)とは多少の誇張はあろうが、ひとり秦国

かつて中国奴隷制研究の中で、

梁啓超、労榦、プーリィ② 🚳

ブランク(E.G. Pulley

のみに止まらぬ現象であったと思われる。

blank) らの諸氏が等しく指摘したように、 考えるうえで決して小さくない意味をもつと思われるのである。 してそれが、戦国期の社会変動の中から階級分化の結果として生じた「臣妾」に淵源をもつことは、 表われである。こうした点において《秦簡》の臣妾とは、後の「賤」身分の一つの先蹤として評価することができる。 反面ひとしく国家身分として把握されていた。主人の恣意的な暴力が公権力によって規制されていたことは、 環として――庶人の下位身分として――位置づけたことであろう。臣妾は主人を告訴する権利こそもたなかったけれども、 より重視すべきは、主人・臣妾関係を法文上に規定することによって、 もあるまい。 において春秋期の ある。先に引用した『戦国策』を始め、 て成立した身分であった。 《秦簡》 後代の私奴婢 の隷属身分としての臣妾が、 右に述べた如く、本来それは富者の経営内へ取り込まれた階級没落者であり、 「臣妾」と大きく断絶することは明らかであろう。 ―に他ならない。 《秦簡》 彼等は人身的隷属という側面をもつが故に「臣妾」と呼ばれてはいるが、 の場合も無論この関係を基本的に承認すること、 かかる戦国期の「臣妾」を法文上に規定したものであることは、 戦国期に関する文献に「臣妾」と記された者の実体は、 私的な隷属者が民間に出現したこと、これが戦国期の注目すべき第二の特 戦国期の「臣妾」とは、社会の至賤者なのである。 本来私的な身分であった「臣妾」を国家身分の一 第二章でみた通りである。 言わば主人との私的関係にお かかる民間の私的 「賤」 もはや言うまで 身分の形成を その端的な その性質 だが、 記隸属者

なる要因のもとに生まれたものなのか。この問題を次に考えなければならない。本章までの検討を踏まえて次章では再び 解決されたわけではない。これまで検討した史料の中に、 《秦簡》に立ち返り、この疑問を《秦簡》自体に問いただしてゆくことにしよう。 《秦簡》にみえる隷属身分のうち臣妾の起源については一応の見解を示し得た。 隷臣妾に相当する身分はなかった。 しかしながら、 では、 それはいつ、 まだ総てが

① 『左伝』僖公28年に

五月丙午、晉侯及鄭伯盟于衡雍。丁未、獻楚俘于王、駟介百乘、

辛。

徒

とみえるが、これは蛮夷たる楚の俘を周王に献ずる「献功」であり、

単なる捕虜ではない。また贖身の例としては宣公2年に 二月壬子、戰于大棘。宋師敗績。囚華元、獲樂呂。……宋人以兵車

百乘、文馬百駟、以贖華元于鄭

とみえる。

『墨子』天志下常

引之云、御字義不可通。御當爲抑。抑之言堙也、謂壞其城郭以塞其滯 操而歸。丈夫以爲僕圉胥靡、婦人以爲春酉。 池。)、焚燒其祖廟、攘殺其儀牲。民之格者、則勁拔之、不格者、則係 入其溝境、刈其禾稼、斬其樹木、殘其城郭、以御其溝池(簡詁引干

例えば『韓非子』顯學篇に

主以爲廉而禮之。 漆雕之識、不色撓、不目逃、行曲則違於臧獲、行直則怒於諸侯、 世

被虜獲爲奴隸者」とする晋灼の説(『漢書』卷62司馬遷傳師古注引)と 義には、「奴婢之賤稱也」とする揚雄『方言』巻3の説と、「敗敵所 があるが、字面から見て後者が原義と思われる。 とあり、諸侯と対概念として用いられている。ちなみに「臧狻」の釈

『呂氏春秋』精通篇

臣之父不幸而殺人、不得生。臣之母得生、而爲公家爲酒。臣之身得生、 則無有。而身固公家之財也。是故悲也。 而爲公家擊磬。臣不覩臣之母三年矣。昔爲舍氏覩臣之母、量所以贖之 鍾子期夜 聞繫磬者而悲。使人召而問之曰、子何擊磬之悲也。答曰、

それに従い「市に休む」ことと考えた。なお市が刑徒の作業場である 文中の「爲舍氏」を『新序』雑事四では「爲舍市」に作る。本文では 『漢書』巻36楚元王伝に見える(本文一八頁参照)。

去其籍、發其墳墓、暴其骨於市、男女公於官 このほか没官の例としては『尉繚子』重刑令篇に次の如く見える。 將自千人以上、有戰而北、守而降、離地逃衆、命曰國賊。身戮家殘'

> 大きい。 胥靡については既に吳一九八○があり、本稿もそれに依るところが

『莊子』則陽篇

季子閗而恥之曰、築十仭之城、城者旣十仭矣、則又壞之、此胥靡之

兪樾『諸子平議』卷19に

とあるのに従い、下の「十」を「七」として訳した。 壞之爲可惜。若旣十仭、則直謂之已成可耳。不當言旣十仭也。 下十字疑七字之誤。城者旣七仭、則雖未十仭、而去十仭不遠矣。

故

8 『史記』巻3股本紀

このほか『墨子』尚賢下篇、『孟子』告子章句下、『呂氏春秋』求人 百工營求之野、得說於傅險中。是時說爲胥靡、築於傅險。 武丁夜夢得聖人、名曰說。以夢所見視茲臣百吏、皆非也。 於是迺使

『韓非子』六反篇

9

刑盗、非治所刑也。治所刑也者、是治胥靡也

七書』本(将理篇)では「百金不刑」に作る。 物』一九七七―三の釈文では第667簡に見える。ちなみに現行の『武経 一九七二年に山東省臨沂県銀雀山一号漢墓より出土したもの。

(1) 『韓非子』解老篇

胥靡有免、死罪時活。今不知足者之憂、終身不解·

(12) 不聊生、族類離散、流亡為臣妾、滿海內矣。 韓魏父子兄弟接踵而死於秦者、百世矣。……鬼神狐祥無所食、百姓 『戦国策』楽策四(姚宏本に依る。以下同じ。)

楊一九八〇

(14) 『孟子』梁惠王章句下

凶年饑歲、君之民老弱轉乎滞壑、壯者散而之四方者、幾千人矣。 m

22

⑤ 『戦国策』斉策四 君之倉廩實、府庫充、有司英以告。

齊人有馮諼者、貧乏不能自存、使人屬孟嘗君、願寄食門下。

◎ 『尉繚子』武議篇に

と呼ぶこともあったようであるが、戦国史料の中では例外に属する。とあるのを見れば、経済的理由によらぬ捕虜の如き隷属者を「臣妾」妾人之子女、此皆盜也。故兵者所以誅暴郞、禁不義也。凡兵不攻無過之域、不殺無罪之人。夫殺人之父兄、利人之貨財、臣

(集解引郭嵩燾云、宮室與國家對文、臣妾與萬民對文。宮室者、門捆(集解引郭嵩燾云、宮室與國家對文、臣妾與萬民對文。宮室者、門捆(非解引郭嵩燾云、宮室與國家對文、臣妾與萬民對文。宮室者、門捆(非解)また『荀子』大略篇には次の如く見える。

ここでもやはり「臣妾」が家(宮室)内の存在として現われている。之内、庭戶之間、盪一家之人言之。)

9 『荘子』則陽篇

孔子之楚、舍於蟻丘之漿。其鄰有夫妻臣妾登極者

『極、屋棟也』と言うが、本文では馬一九三〇、巻25に唐・成玄英の疏では『極、髙也』と説き、『経典釈文』引く司馬彪に

とある説に従った。

裁曰、禾采初挺出於苗、是曰羯。

⑩ 『韓非子』内儲説下篇

数曰、益是、子將以買妾。 縮人有夫妻禱者。而祝曰、使我無故、得百束布。其夫曰、何少也

◎ 『戦国策』秦策一

同じく秦策一には同じく秦策一には

剪僕妾售乎閻巷者、良僕妾也。出婦嫁鄉曲者、良婦也

とあるが、本文では前者に従った。

御 戦時中に長沙東郊杜家坡の戦団墓から発見されたいわゆる「楚の帛の、戦時中に長沙東郊杜家坡の戦団墓から発見されたいわゆる「楚の帛

曰如可以出師筱邑/不可以□如取臣妾/不亦得不感〔下欠〕(Barn·

日皐绒率□得以愍不/見月在□□不可以享/祀凶取□□爲臣妾〔下ard 1973, C 8)

とあるのがそれであるが、隷定になお問題を残し、全体の意味は判じ欠〕(ibid, C 14)

② 梁一九二五。

❷ 労 九三五。

◎ Pulleyblank 1958.

質人、掌成市之貨、賄人民牛馬兵器珍異。

人民、奴婢也。とあり、郷玄は

と注する。同じく秋官司厩には

其奴、男子入于罪熱、女子入于容爽

と言い、鄭司農が

期に降る例も少くない。また、奴婢と刑徒と夷狄とを同等視するのは承の中には、時に周代にまで遡りうるものもある一方、右の如く戦国きたが、いずれも戦国期を俟って盛行する慣行である。『周礼』の伝と解する。従来ともすれば先秦一般に該当する記述のように扱われて

漢人に特有の観念であり、無限定に時代を遡らせて適用することは避

五 秦国における刑徒の身分

ある一時期に公権力の側で設定した法的身分なのではなかろうか。そしてその際、すでに名実ともに社会に存在していた それはいかなる位置を占めた身分なのだろうか。 また、その設定――それは身分刑としての隷臣妄刑の創設を 意味する か 「臣妾」なる呼称を、 、った。このことは、 隷臣妾について再度考えてみたい。 の時期はいつか。 何らかの意味において意識して命名したのではないだろうか。こう私は推定するのである。では、 隷臣妾が既存の隷属者を制度化して成った刑罰ではないことを窺わせるものである。つまりそれは、 前章までの検討によれば、 春秋期はおろか戦国期の文献の中にも該当する身分は

は既に鎌田重雄氏の詳論があり、およそ次の如き性格が明らかにされている。 この点を考えるうえで参考となるのが、漢代官吏に科せられた身分刑・名誉刑たる「禁錮」である。 禁錮刑をめぐって

漢代において、

したがって子孫に至るまで官吏たり得ざる規定下にある商人――もちろん例外として商人が官吏になったこともある――と 官吏が禁錮に処せられる場合、それは官吏たる身分を剝奪されて庶人(農民)以下の身分に顕落せしめられるので

同列視されるわけである。 (四八九—四九〇頁

か

なかる商人との類比において、

禁錮には二世禁錮、

またそれは臧罪

-すなわち私利の追求

て多く科せられる傾向があった。以上が鎌田氏の論点である。 三世禁錮があり、②

の場合、 機会あれば再び仕官し得る身分であり、従って「免為庶人」とは仕官の途を閉ざす処分では決してない。これに対し禁錮 むろん、 赦免を「復為平民」(『後漢書』巻4殤帝紀)と表現する如く、庶人以下に落とされ仕官の途を塞がれるわけであり、 漢代官吏に対する処分には他に「免為庶人」のように「庶人」に貶黜されるものもあった。 だが 「庶人」とは、

錮とは仕官の範囲から除外される、 その意味では、 より積極的な効果をもった刑罰と言えよう。 言わば排除の効果をもたらす刑罰なのである。 「免為庶人」を官位ゼロに落としめる効果とするならば、

禁

は爵制を措いて他にない。 身分刑・名誉刑の効果であるとするならば、 人を構成員とした、ある身分秩序からの除外を意図した刑罰なのではあるまいか。では、 この *禁錮刑に端的に表われるように、 身分・名誉を剝奪するのみならず、 **贖身を「免以為庶人」(〈軍爵律〉本稿四頁)と表現する隷臣妾刑は、** 時にその身分秩序の範囲から除外することが かかる身分秩序とは何 やはり庶 か。 それ

序の範囲から除外する排除の効果をもたらす刑罰、それが隷臣姿であったと考えたい。 者に復活し得たと考えられるからである。 するのは適切でないように思う。 かにされている。氏の明快な結論には何も付け加えるべきものはないが、 周 知の如く、 すなわち爵制秩序の最下層に 有爵者が罪によって奪爵された身分には漢代の「士伍」があり、 なぜなら、 -落としめる処置と捉えられよう。これに対し、官吏における禁錮と同じく、 つまり、 氏も言うとおり士伍は賜爵の対象となり、よって賜爵の機会あれば再び有爵 「奪爵為士伍」とは官吏にとっての「免為庶人」と同様、 士伍を爵制秩序から「除外された」身分と表現 その実体は片倉穣氏の研究によって明ら 爵位ゼロに 爵制 秩

その点を最もよく表わすものが、 第二章(四頁)に引いた 〈軍爵律〉 の規定である。 ここには左の三つの贖身規定が含ま

(1)欲歸爵二級以冤親父母爲隸臣妾者

れる。

②及隸臣斬首爲公士、 謁歸公士而冤故妻隸妾一人者

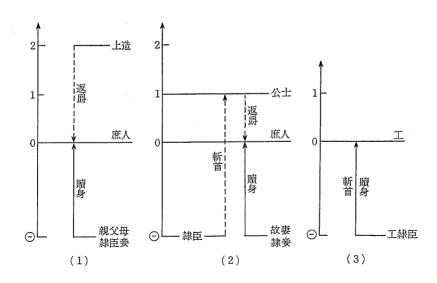
(3)工隸臣斬首及人爲斬首以免者

許之、

発以爲庶人。

ると、 爵制と隷臣妾身分とが深くか 次のようになる。 ⑤ かわっていることは、 一見して明らかであろう。 個 々 の規定について敢えて図式的 に整理

す



できるのである。

以上縷言した如く、

隷臣妾とは爵外身分として設定されたものであ

者も同様に爵制秩序の外に排除することにあった、と説明することがい。だが、隷臣妾が爵外身分であるとの先の推定は、上の如く考えればよく理解できるように思う。また、当時において戦争は軍功爵然あり得たに違いない。先に引いた〈秦律雑抄〉(本文五頁)の一節は、然あり得たに違いない。先に引いた〈秦律雑抄〉(本文五頁)の一節は、然あり得たに違いない。先に引いた〈秦律雑抄〉(本文五頁)の一節は、然あり得たに違いない。先に引いた〈秦律雑抄〉(本文五頁)の一節は、然あり得たに違いない。先に引いた〈秦神維抄〉(本文五頁)の一節は、然あり得たに違いない。先に引いた〈秦神維抄〉(本文五頁)の一節は、然あり得たに違いない。先に引いた〈秦神維抄〉(本文五頁)の一節は、然あり得たに違いない。先に引いた〈秦神維抄〉(本文五頁)の一節は、おそらくそのことにかかわる。すなわち、第二章で「一般庶人から排除する」と仮りに解釈しておいた人秦神維抄〉(本文五頁)の一節は、おきの重要は、財政の大きの人に対していた人を加える。

をもつことになる。 序外に排除されることに違いはない。 とができると思われるのである。 ® るし。 至るまで有爵者たり得ざる規定下にある臣妾と同列視されるわけであ 象とならないー る。 そして、まさにかかる本質において隷臣妾は、もとより賜爵の対 隷臣妾なる命名の由来も、 -爵制秩序から排除された——臣妾(奴婢)との共通 鎌田氏の表現を借りるならば、 むろん他の刑罰とて、 かかる臣妾との類比にこそ求めるこ だが隷臣妾刑の場合、それ自体 彼等は「子孫に 刑徒が爵制秩

ても触れておかざるを得ない。

ことになり、

直さず隷臣妾身分の を目的として設置された点に意義を認めたいのである。 ――出現には、次の二つの事項が必要条件であったということになる。つまり このような推論が成り立つとするならば、 隷臣妾刑 の

①爵制的身分秩序の形成。

②民間における臣妾(私奴婢)の析出。

される時期、 われるように古来より存在した身分では決してなく、他ならぬ戦国秦にして初めて生まれ得た法的身分なのである。 がそれである。 すなわち商鞅以後のある時点に、隷臣妾刑の一応の成立期を置くことが可能であろう。要するに、それは言 時間的に②が①に先行することは言うまでもない。従って①の前提となる民を含み込んだ軍功爵® 制 が >整備

との関連において一つの矛盾が生じるのである。 次の一条を見たい。

以上のように《秦簡》の隷臣妾刑を爵制秩序から除外する身分刑と考えると、実は他の労役刑·

――とくに城旦刑

に劍あるいは兵刃でこれを刺したり殺したりしたならば、どう處斷すべきか――これを殺したならば完して城旦と爲せ。傷つけた 即端以劍及兵刃刺殺之、 可 (何)論。 殺之、完爲城旦、傷之、耐爲瀮臣。 (貲罪を言い渡された者を捕えんとして、

もしここで城旦を有期の労役刑、 隷臣を身分刑とするならば、 殺害に有期刑、 傷害に原則として無期の身分刑 が対応

)であれば耐して隸臣と爲せ。) 〈法律答問〉494, p. 204

刑という違いはある。 殺害の方が罪が軽いことになってしまう。むろん、 だが、この違いも併科せられる「耐」と「完」の差によって相殺されてしまうのである。 必ずしも労役を前提としない隷臣刑に対し、 一方は強制

麥刑を身分刑とみる考えを変えないならば、この矛盾を説明しうる方法は一つしかない。 それはまた、 《秦簡》をめぐる論争点の一つでもあった。この問題は小論を終えるにあたって、 すなわち、 城旦刑に刑期を認め

次の三つの条文である。繁雑さを避けるため、 しばらく原文

- 當刑蒜臣皋誣告人、是謂當刑蒜臣。〈〈法律答問〉478-479, p. 198〉 ①葆子獄未斷而誣告人、其罪當刑爲隷臣、勿刑、行其耐、有(又)毄(繄)城旦六歲。❷可(何)謂當刑爲蒜臣。有收當耐未斷、 以
- ②葆子獄未斷而誣[告]人]、[其][學]當刑鬼薪、勿刑、行其耐、有(又)恕(繫)城旦六歲。可(何)謂當刑爲鬼薪。❷當耐爲鬼薪未斷 以當刑隸臣及完城旦誣告人、是謂當刑鬼薪。(〈法律答問〉481-482, p. 199)
- 以司寇誣人、可(何)論。當耐爲隸臣、有(又)毄(繄)城旦六歲。(〈法律答問〉488, p. . 202)

を示すものなのだろうか 確かに三例とも「又た城旦に繋ぐこと六歳」なる文言を共通にもっている。だが、これは城旦刑の刑期が六歳であること

関する規定があることがわかる。 かる条文の性質と関連するのではないだろうか。こう考えて《秦簡》を検索すると、例⑶の前後にさらに四条の誣告罪に る規定であることに気付く。それも既犯の者が他人を誣告した、言わば特殊ケースである。問題となっている一節も、 ある。では「又緊城旦六歳」とは何を意味するのか。もう一度右の三例を見ると、いずれも「誣」すなわち誣告罪に関す まいか。右の例を除けば《秦簡》に耐刑を併科した城旦刑が見出されないことも、こうした疑問を抱かせる一つの理由で れはあるいは、城旦という主刑に耐を併科するのではなく、主刑はあくまで耐にあることを明示するための筆法ではある 奇異に感ずるのは、例①②の場合、なぜ《秦簡》の通例に従って「耐為城旦」と記さないのか、ということである。

- (4)當耐司寇而以耐隸臣誣人、可(何)論。當耐爲隸臣。(〈法律答問〉487, p. 202)
-)當耐爲侯(候) 皋誣人、可(何)論。當耐爲司寇。(同右)
- ⑹完城旦、以黥城旦誣人、可(何)論。當黥。……(〈法律答問〉489, p. 203;
- ⑦當黥城旦而以完城旦誣人、可(何)論。當黥鷍(劓)。(〈法律答問〉490, p. 203)

誣告の罪名はおそらく「耐司寇」、また⑥⑦は共に城旦刑の範囲内での誣告であるため、 これに先の(1)~(3)を合わせて表にすると、左記のようになる。 (4)5)は同一簡上にあるが、二つの規定であるので分割した。また(6)の後半は誣告と無関係の条文と思われるので除外した。 Aが本来の罪、 Bが誣告、 Cが最終的な処断である。 (5) の

最終的処断の

「黥」

「黥劓」

の

下にあるべき「城旦」が省略されたものと考えてよかろう。

(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	
黥城旦	完城旦	耐為侯	耐司寇	耐為隷臣	耐為鬼薪	耐	A
完城旦	黥城旦	〔耐司寇〕	耐隷臣	司寇	刑隷臣・完城旦	刑隷臣	В
黥・劓〔城旦〕	黥〔城旦〕	耐為司寇	耐為隷臣	耐為隷臣、又繫城旦六歳	行其耐[鬼薪]、又繫城旦六歳	行其耐、又骤城旦六歳	С
Α + α	В	В	В	Α + α	Α + α	Α + α	規準

ここから誣告罪について、 およそ次の如き法則を導き出すことができる。

何自分より軽い罪をもって相手を誣告したならば、 (们自分より重い罪をもって相手を誣告したならば、 重い誣告の方に従って処罰。つまり A < B→C=B (表の4(5)6) 重い本来の方に従って、さらに+α。つまり A>B→C=A+a

の (3) (7)

城旦刑の刑期と見なすことは早計と言わなければならない。また、例607に「城旦」の語が省略されているとの推定が正 としての城旦刑とは厳密に区別されるべきものなのである。 説明は必要あるまい。 (7)葆子の場合は肉刑を避け、 要するに「又繋城旦六歳」とは例介の「劓」と同様、プラスαの言わば罰労働であり、Φ 軽重にかかわらず本来の方に従って、さらに+α。つまり常に C=A+a® それゆえ、たとえ「六歳」とあったとしても、 (表の(1)(2) これをもって 正式な刑罰

しいとしたら、そこに期間が明記されていないこと自体、 正式な刑罰としての城旦刑に刑期がなかったことの表われなの

とはできないのである。試みに例(1)3)を解釈するならば、 ではないだろうか。いずれにせよ「六歳」なる期限は、 誣告罪であればこそ設けられた規定であり、これを一般化するこ

次のようになろう。

(1) 葆子が、 耐に相當する罪で捕えられ判決が未だ下らぬのに、 の耐罪によつて處斷して、さらに城旦に六年間拘禁〔して働か〕せよ。❸何を「刑して獄臣と爲すのに該當する」と謂うのか 〔自らの〕裁判が未決であるのに他人を誣告し、その罪が刑して獄臣と爲すのに相當するとしても、 刑獄臣に相當する罪で他人を誣告すること、これを「刑獄臣に該當する」と謂 刑してはならぬ。 そ

③「耐して隸臣と爲す」に該當する罪を犯した者が、「司寇」に該當する罪で他人を誣告したならば、この者はどう處斷すべきか 〔より重いほうに從つて〕耐して獄臣と爲し、さらに城旦に六年間拘束〔して働か〕せよ。

う

されるのは続く漢代を俟たねばならず、そこにこそ文帝の刑法改正の意義は求められるのである。 じたのであるが、秦の労役刑も同様に没官者の臍帯を残した刑罰であると評価することができよう。 の仮説として、労役刑が没官者の労働を搾取することから生まれたと述べ、その一例として胥靡の終身身分たることを論 考えるのが、 のほとんど唯一の論拠が右の如く成り立ち難いとするならば、城旦刑のみならず《秦簡》の労役刑には刑期がなかったと も重要な事項であるはずの服役期間の規定が全く見られないことは、決して偶然ではないと思うのである。 むろん《秦簡》の記述の中に、労役刑が無期であるとの直接的証拠を見出すことはできない。だが、労役刑にとって最 最も自然なのではあるまいか。そしてそれは、秦国(戦国・統一期を含めて)一般に普遍化しうる特徴であろう。 労役刑に刑期が設定 前章において一つ 労役刑有期説

1 谷至氏である。特に記して、謝意を表したい 鎌田一九四三。なお、 禁錮刑に対して注意を促して下さったのは冨 商人と

壻後父」は「三世之後」はじめて仕官できると規定されているからで 張晏曰)の市籍あるものは勿論、 の類比において極めて興味深い。 かの七科鼬(『漢書』巻6武帝紀注引 《秦簡》においても「假門逆旅・贅

禁錮が最長三世までであること(鎌田一九四三による)は、

ある(〈為吏之道〉694-699, pp. 292-293)、

一、 さいます。一、 はいます。一、 はいます。し、 にはいます。し、 にはいまする。し、 にはいます。し、 にはいまする。し、 にはいまする

(4) 片倉一九六八

)例えば図⑴と⑵を見比べると、「故妻隷妾」の贖身規定はやや緩やの如く上造の爵位をもつ「工」が現われているからである。廿一年、寺工献、工上造但。(〈廿一年書〉文物一九六六―一)

- 載せる斉の刁間と奴婢の話に窺える。西嶋一九六一、第二章第三節叁⑦ 奴婢が賜爵の対象とならなかったことは、『史記』巻13貨殖列伝にかなように見える。
- 更其律如它。 (<法律答問) 564, p. 234) 可(何)謂耐卜鬶、耐史隸。卜・史當耐者皆耐以爲卜・史隸。◆後の 隸臣妾の「隷」の字義については、

あろうと思う。隷臣妾の本質は身分刑であっても、多くの場合、必要558, p. 232) などの語から考えて、人身的隷属者というほどのものでという例や、府標(〈金布律〉161-163, pp. 67-68)・宮熱(〈法律答問〉

『元元』を8万十四宗にに応じて官府の労役に徴発されるからである。

明尊卑醇秩等級、各以差次、名田宅臣妾衣服、以家次® 『史記』巻68商君列伝に

と見えているからである。

- 七)に比定される。

 七)に比定される。

 七)に比定される。

 一九五七)。「卌年」とは言うまでもなく昭襄王四十年(前二六多(本一九五七)。「卌年」とは言うまでもなく昭襄王四十年(前二六多之)。 ちなみに、隷臣が現われる器物刻銘の最も早い例は「卌年、上郡守
- 例えば黄一九八〇、高敏一九八一。
- ⑫ この条文には錯互があり、注釈本の指示に従って訂正した。
- ⑩ 葆子に対して刑罰が緩和されることについては、張一九八○参照。
- ⑩ 「叫」には姜に対する懲罰の例(第二章註⑫)を除けば、他に一例 審盗別復而盗、駕(加)皋之。◎可(何)謂霑(加)皋。◎五人盗、 臧(贓)一錢以上、斬左止、有(又)黥以爲城且。不盈五人、盗過六 百六十錢、黥臬(則)以爲城且。不盈六百六十到二百廿錢、黥爲城且。 不盈二百廿以下到一錢、 娶(蹙)之。求盗比此。(〈法律答問〉371-372, p. 150)

という条文があり、やはり「黥」と併用されている。おそらくは罪が

のであろう。

- 15 高恒一九七七。
- 文帝の刑法改正の意義については、富谷未刊稿が詳しく扱われる予定である。ここではただ、本文の推定を補強する意味で、『漢書』巻定である。ここではただ、本文の推定を補強する意味で、『漢書』巻定である。ここではただ、本文の推定を補強する意味で、『漢書』巻定である。ここではただ、本文の推定を補強する意味で、『漢書』巻定である。ここではただ、本文の推定を補強する意味で、『漢書』巻定である。ここではただ、本文の推定を補強する意味で、『漢書』巻定である。ここではただ、本文の推定を補強する意味で、『漢書』巻にである。

本、親耕節用、視民不容。本、親耕節用、視民不容。本、我共命用、、政民を研、告民者誅、憂勞百姓、列侯等本、教持の財、、政治、、政治、

傍点部の注釈は次の通りである。

而免。滿其年、免爲庶人也。師古曰、晉說是也。張吳曰、早決之也。晉灼曰、刑法志云、罪人各人輕重不亡逃、

有年

如き労役刑が察に存せずして初めて、鼂錯の言葉も重きをもってくるされている点に注目したい。「其の年を満たさば、免じて庶人と為す」「秦の迹を絶ち、其の乱法を除」いた一環として「皐人期有り」と称

六おわりに

これまでの考察を時代を追ってまとめてみよう。

認められるのである。そしてそのいずれもが、犯罪による没官者や庶人の下位に位置する至賤者ではなかった。 け継がれたと思われる。春秋期の隷属者にもまた、「臣妾」と呼ばれるものと「皁隷」「僕圉」などと呼ばれるものとが を異にし、おそらく来源的な違いがあったことを推定させる。そして、かかる二系統の隷属者は、基本的に春秋期にも受 身柄を拘束された隷属者であったが、特定の職役従事を前提とせず、掌握のされ方も異なるなどの点において後者と性質 まず、西周後期金文に見える「臣妾」とは、独立した一個の身分呼称である。それは「僕」「駿」「百工」などと同様!

の至賤者であり、呼称を同じくするものの、実体において春秋以前と大きく断絶するものであった。 の生産手段として他者の経営内へ取込まれた階級没落者が析出される。 はやがて労役刑を生み出すに至る。また一方では、経済的発展に伴い直接生産者の間に階級分化が生じ、それ自体ひとつ だが、 戦国期に入ると情況は一変する。公権力による刑罰権が庶人にまで及ぶことによって犯罪没官が一般化し、それ 戦国期に「臣妾」と呼ばれたものは、 かかる社会

こうした戦国期の隷属者たる「臣妾」を国家身分として位置づけたものが、 後の「賤」身分の先蹤として評価しうる身分であった。また反面、 《秦簡》に頻出する臣妾・奴妾である。 秦国において整備された爵制的秩序は、 7

もとより社会に存在した右の如き諧身分をその秩序の外に排除したが、他方、

犯罪者や敗走者に対する爵制秩序外への追

32 (826)

宇都木章

九七六「鳌蘇銘考」

『神戸大学文学部紀要』

一第六号

古学論集』朋友書店

得ぬ臣妾と同等視される身分であった。 放刑をも設定したものと思われる。 かくして設定された爵外身分、 それが 《秦簡》 の隷臣妾であり、 元来賜爵の対象たり

題 明は、 によって論じられてはいるが、 ^① **贖身し得ぬ限り、庶人に復することはなかった。この点に秦の刑徒の、** た理由は何に求められるのかなど、 漢の文帝期になぜ一つの刑罰体系に整備されることになったのか。また、 てみた。 ては労役刑すべてにわたって刑期の存在を認めることができず、それゆえ刑徒は終身隷属身分に置かれ、 以上、 へと結びついてゆくのである。 秦・漢両国家の継承と断絶 むろん、ここに至って問題はさらに発展する。 推論を積み重ねる形ではあったが、 隷臣妾刑とは身分刑・名誉刑の一種であり、 《秦簡》の研究をふまえて再び検討してみる価値は充分にあると思われる。 法制史上の重要な問題が小論の延長上には存在するのである。 --すなわち「漢承秦制」の意味するもの 《秦簡》に現われる隷属身分の歴史的位置づけに関して一つの試案を提出し そこに刑期というものは本来ない。 例えば、 本質的に異なった系列に属する隷臣妾刑と労役刑とが 漢代と異る特徴を見出すことができるのである。 武帝期を境として隷臣妾刑が行なわれなくなっ といった、 より大きな中国古代史上の課 のみならず、 むろん一部は既に先学 戦功等によって 《秦簡》 そしてその解 にお

1 例えば隷臣妾刑の消滅する理由として、 浜口重国氏は、 同じ三年期

|鬼薪・白粲刑に一本化されたのであろうと述べ(浜口一九三六)、フ 引用文献目録 (初掲誌名は省略した)

片倉穣一九六八「漢代の士伍」『東方学』第三六輯 貝塚茂樹一九三三「金文に見えたる錫臣の記事に就て」 茂樹著作集』第二巻、中央公論社、一九七七刊所収 『秦漢政治制度の研究』 『貝塚 日本

のであろうと推定している (Hulsewé 1955, p. 130)

ルスウェ氏は、その携わるべき職掌の減少と共に行なわれなくなった

一九七九「與人考」『三上次男博士頌寿記念東洋史考 鎌田重雄一九四三「漢代の禁錮」 学術振興会、一九六二刊所収

宮長為・宋敏一九八二『隷臣妾』是秦的官奴婢』『中国史研究』

一九八二一一

七—七 高恒一九七七「秦律中『隷臣妾』問題的探討」『文物』一九七呉栄曾一九八〇「胥靡試探」『中国史研究』一九八〇一三

富谷至一九八三「秦漢の労役刑」『東方学報』(京都)第五五張政烺一九八○「齊律『葆子』釈義」『文史』第九輯商承祚一九三四「説文中之古文攷」『金陵学報』第四巻第二期商承祚一九三四「説文中之古文攷」『金陵学報』第四巻第二期商承祚一九八○「雲夢秦僧初探』(増訂本)河南人民出版社高級一九八一『雲夢秦僧初探』(増訂本)河南人民出版社高級一九八一『雲夢秦僧初探』(増訂本)河南人民出版社

西嶋定生一九六一『中国古代帝国の形成と構造―二十等爵制の

研究—』東京大学出版会

唐史の研究』上巻、東京大学出版会、一九六六刊所収浜口重国一九三六「漢代に於ける強制労働刑その他」『秦漢隋馬叙倫一九三〇『荘子義証』上海商務印書館

新聞社、一九七六刊所収宮崎市定一九六五「東洋的古代」『アジア史論考』中巻、朝日

洋史研究』第三九巻第二号 知山明一九八○「法家以前―春秋期における刑と秩序―」『東

楊寬一九六八『古史新探』中華書局

陽對牽一九五五『資数丟小学金百淪簽』斗学出版:──一九八○『戦国史』(新版)上海人民出版社

五七一八李学勤一九五七「戦国時代的秦国銅器」『文物参攷資料』一九李学勤一九五七「戦国時代的秦国銅器」『文物参攷資料』一九楊樹達一九五五『積微居小学金石論叢』科学出版社

一 LL・刂斤又劉海年一九八一「秦律刑罰考析」『雲夢秦簡研究』中華書局、

林剣鳴一九八〇「″隷臣妾〞辨」『中国史研究』一九八〇一二梁啓超一九二五「中国奴隷制度」『清華学報』第二卷第二期一九八一刊所収

労榦一九三五「漢代奴隷制度輯略」『労榦学術論文集』上卷、

芸文印書館、一九七六刊所収

Barnard, N., 1973, The Ch'u Manuscript; translation and commentary, Canberra.

Hulsewé, A.F.P., 1955, Remnants of Han Law, Vol. I, Leiden.

—, 1978, The Ch'in Documents discovered in Hupei in 1975, Toung Pao, Vol. LXIV, 4-5.

Pulleyblank, E. G., 1958, The Origin and Nature of Chattel Slavery in China, Journal of the Economic and Social History of the Orient, Vol. I, 2.

(京都大学文学部研修員

The Subordinate Status in Qin 秦 and Its Origin

by

Akira Momiyama

The li chen-qie 諫臣妾 in the Shuihudi Qinmu zhujian 睡虎地秦墓竹 簡 (the Qin-dynasty bamboo slips unearthed at Shuihudi, Yunmeng) means neither the guan-nubi 官奴婢 (state-owned slave) which has been generally identified with it, nor the mere punitive labor. It was the legal status instituted in Qin and it presupposed the si-nubi 私奴婢 (private-owned slave), or the chen-qie, 臣妾, that emerged through the social stratification in Zhanguo 戰国 Period. To be more concrete, the li chen-qie punishment was effective to exclude the accused from the aristocratic rank like the case of the chen-qie punishment. So it belongs to the category of punishment on status or honor, and we cannot find it before the Zhanguo Period. It was a life sentence as a rule, and was a characteristic punishment in Qin as well as the punitive labor whose term was indefinite.

The Production and Circulation of the *Hedong* 河東
Pool Salt and the *Hedong* Government Salt
Agency in the *Tang* 唐 Period

by

Tatsuhiko Seo

It is well known that the *Hedong* salt pool in the south-west of *Shanxi* 山西 province in China, which yielded abundantly and had the great consuming areas nearby, played an important part in the popular life and for the government finance. But we have hardly known about the *Hedong* salt pool in the *Tang* period, when the techniques and the conditions of salt production were prepared and the salt monopolism was formed. So in this article, I dealt with the process of salt